

生駒市条例第 5 1 号

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

生駒市長 山 下 真

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成 2 1 年 6 月生駒市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「6 番地」を「6 番地 2」に改める。

第 3 条第 2 項中「次条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改め、同条第 3 項各号を次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 消化器内科
- (3) 循環器内科
- (4) 外科
- (5) 脳神経外科
- (6) 整形外科
- (7) 小児科
- (8) 腎臓泌尿器科
- (9) 産婦人科
- (10) リハビリテーション科
- (11) 放射線科
- (12) 麻酔科

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(助産施設)

第3条の2 病院は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第36条に規定する助産施設とする。

第13条第2号中「第14条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。